

案

日本放送協会の任意的配信業務の
実施基準の認可に関するガイドライン

総 務 省

平成 26 年 11 月

(令和6年●月最終改定)

本ガイドラインは、放送法の一部を改正する法律（令和6年法律第36号）附則第1条本文の規定により公布日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日（令和7年10月1日）以降に日本放送協会が行おうとする任意的配信業務の実施基準に関して適用するものです。

目 次

第 1	目的	1
第 2	用語の定義	1
第 3	実施基準の認可要件その他の関連条文の解説	3
第 4	認可要件の項目ごとの具体的な審査基準	6
第 5	実施基準の認可申請	15
第 6	雑則	15

第1 目的

本ガイドラインは、放送法（昭和25年法律第132号。以下「法」という。）第21条の2第1項の実施基準（以下「実施基準」という。）の認可に関して、法に規定される認可要件（法第21条の2第2項各号に定める要件をいう。以下同じ。）その他の関連条文の解説を行うとともに、認可要件の項目ごとの具体的な審査基準を示し、併せて当該認可の申請手続の解説を行うことにより、手続の透明性や認可の適否の予見可能性の確保を図ることを目的とする。

第2 用語の定義

本ガイドラインで使用される用語は、次の定義に従うものとする。

1 2号業務

法第20条第2項第2号で規定される、日本放送協会（以下「協会」という。）が放送した放送番組（放送の日から法第20条第1項第4号の総務省令で定める期間が経過したものに限る。）の配信を行う業務

2 3号業務

法第20条第2項第3号で規定される、協会が放送する又は放送した放送番組及びその編集上必要な資料（これらを編集したものを含む。以下「放送番組等」という。）を、配信の事業を行う者（以下「3号対象事業者」という。）に提供する業務

3 必要的配信業務

法第20条第1項第3号から第5号までの業務

4 任意的配信業務

法第20条第2項第2号又は第3号の業務

5 受信料財源業務

専ら受信料を財源として行う任意的配信業務

6 有料業務

受信料財源業務以外の任意的配信業務

7 2号受信料財源業務

2号業務のうち、受信料財源業務に該当する業務

8 2号有料業務

2号業務のうち、有料業務に該当する業務

9 3号受信料財源業務

3号業務のうち、受信料財源業務に該当する業務

10 3号有料業務

3号業務のうち、有料業務に該当する業務

11 民間競合事業者

協会が行う任意的配信業務に相当する業務を行う事業者

12 外部事業者

委託等により協会の任意的配信業務の一部を担う事業者

第3 実施基準の認可要件その他の関連条文の解説

1 法第15条の目的達成に資すること（法第21条の2第2項第1号関係）

本号は、任意的配信業務が、法第15条で規定されている協会の目的の達成に資する公共放送としての協会が行う業務として、適切なものとなっていることを認可の要件とするものである。また、公共放送としての協会が行う業務として適切か否かを審査するに当たっては、民間部門といたずらに競合する業務を行うものでないか、市場の競争を阻害しないか、といった点についても、業務の性質に応じて勘案するものである。

2 業務の種類、内容及び実施方法が適正かつ明確に定められていること（法第21条の2第2項第2号関係）

本号は、任意的配信業務の種類、内容及び実施方法が、実施基準において適正かつ明確に定められていることを認可の要件とするものである。どのような業務を実施するのかが適正かつ明確に定められていることを確認することにより、任意的配信業務として実施する業務の対象が、法の定める範囲に収まることを確認するものである。

3 任意的配信業務の種類、内容及び実施方法並びに2号業務に関する料金その他の提供条件に関する事項が、法第64条第1項各号に掲げる者が同項の規定により協会と同条第8項第1号に規定する受信契約を締結しなければならないこととされている趣旨に照らして、不適切なものでないこと。（法第21条の2第2項第3号関係）

本号は、任意的配信業務の種類、内容及び実施方法並びに2号業務に関する料金その他の提供条件に関する事項が、法第64条第1項で規定されている受信料制度の趣旨に照らして不適切なものとなっていないことを認可の要件とするものである。

任意的配信業務は、協会がその目的達成のために任意で行うものであるが、その実施によって協会の存立基盤である受信料制度自体が毀損又は形骸化することとなれば、「受信料制度に支えられた公共放送」という法の基本的枠組みに大きな影響を及ぼすこととなる。

例えば、任意的配信業務の種類、内容及び実施方法並びに2号業務に関する料金その他の提供条件に関する事項が、受信料徴収の対象となる協会の放送番組を視聴できることや特定必要的配信を受信できることと同等又はこれに準ずるものとなっている場合に、テレビ等の特定受信設備を設置している者及び特定必要的配信の受信を開始している者のいずれにも該当しない者であっても、事

実上、特定受信設備を設置している者又は特定必要的配信の受信を開始している者と同等の放送番組又は特定必要的配信を同等の条件で視聴又は受信できてしまうこととなれば、受信料の公平負担の確保が困難となる等、受信料制度の趣旨との整合性がとれなくなるおそれが生じることとなる。本号は、こうした事態を回避するものである。

4 業務の実施に過大な費用を要するものでないこと（法第21条の2第2項第4号関係）

本号は、本来は協会の放送等の必須業務を実施するために使用すべき受信料財源が過度に任意的配信業務に支出されることにより、必須業務の実施に支障を来すことのないよう、当該業務が過大な費用を要するものでないことを認可の要件とするものである。

5 2号業務にあっては、特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと（法第21条の2第2項第5号関係）

本号は、2号業務について、特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないことを認可の要件とするものである。

6 2号業務にあっては、利用者の利益を不当に害するものでないこと（法第21条の2第2項第6号関係）

本号は、2号業務について、利用者の利益を保護する観点から、サービスに関する料金その他の利用条件が、利用者の利益を阻害するものでないことを認可の要件とするものである。

また、実施基準の認可は、利用料金又は利用規約そのものを認可するものではないため、具体的な利用料金の額又は利用規約に記載する具体的事項そのものを実施基準に定めることが求められるものでないが、実施基準において、このような事項について適正かつ明確な方針及び考え方が定められていることが必要である。

7 実施基準の遵守義務（法第21条の2第3項関係）、実施基準の変更及び遵守勧告（法第21条の2第6項関係）並びに勧告に従わなかったときの認可取消し（法第21条の2第7項関係）

法第21条の2第3項は、実施基準に関する規律の実効性を確保するため、協会が任意的配信業務を行うに当たっては、実施基準に定めるところに従わなければならないことを義務付けるものである。

法第21条の2第6項第1号は、大臣認可後の事情変化等により、実施基準が認可要件のいずれかに該当しないこととなった場合に、総務大臣が当該実施基準の変更勧告を行うことができることとする規定であり、法第21条の2第6項第2号は、協会が認可を受けた実施基準に従わずに業務を行っている場合に、総務大臣が当該実施基準に従い業務を行うよう勧告を行うことができることとする規定である。

法第21条の2第7項は、協会が法第21条の2第6項各号の勧告に従わなかった場合に、総務大臣は、実施基準の認可を取り消すことができることとする規定である。

8 実施基準の公表義務（法第21条の2第4項関係）

本項は、国民や視聴者に対し説明責任を果たす観点から、協会に対し実施基準の認可を受けたときは、遅滞なく、その実施基準を公表することを義務付けるものである。

9 適切な区分経理（法第69条、法第73条第2項、施行規則第14条の3関係）

法第69条は、協会が企業会計原則に則った会計処理を行うことを原則とし、総務省令に必要な例外を定めることとしている。

また、法第73条第2項は、協会が任意的配信業務を実施するに当たり、協会の事業運営を支える受信契約者（放送法施行規則（昭和25年電波監理委員会規則第10号。以下「施行規則」という。）第23条第6号の受信契約者をいう。以下同じ。）に対する説明責任を果たすとともに、業務運営の適正化を図るため、各業務を経理上区分することを義務付けているものであり、業務間の費用の按分方法、費用の配賦基準、区分経理の実施の結果の公表方法などが適正かつ明確に定められていることが必要である。

さらに、施行規則においても、区分経理の実施方法、任意的配信業務の実施に要する費用の開示方法、区分経理の実施の適正を確保するための措置その他任意的配信業務の経理に関し必要な事項を実施基準の記載事項とする旨を規定しているものである。

第4 認可要件の項目ごとの具体的な審査基準

1 法第15条の目的達成に資すること（法第21条の2第2項第1号関係）

(1) 公共放送としての協会が行うものとして適切な業務であること

任意的配信業務が、法第15条で規定されている公共放送としての協会の目的に照らして適切なものとなっていること及び法第83条第1項の規定により広告放送を禁止している趣旨を没却しないことが必要である。

(2) 市場の競争を阻害しないこと

協会が保有している経営資源（受信料財源、放送番組、職員等）を流用し、同種のサービスを行う民間競争事業者よりも不当に有利な条件で提供する等、民間部門との公正な競争を阻害するようなものでないことが必要である。また、民間で既に実施されている同種サービスの市場の規模、シェア等を勘案して、任意的配信業務が市場の競争を阻害するようなものとなっていないことが必要である。

(3) 特定の外部事業者に対し不当な差別的取扱い等をするものでないこと

協会の任意的配信業務が公共放送としての協会の業務として適正に行われることを確保するため、その一部業務を外部事業者に担わせる場合、特定の外部事業者を不当に差別的に取り扱ったり、外部事業者の業務に対して不当な義務を課したりするような行為を行わないことなど、外部事業者に関する事項が適正かつ明確に定められていることが必要である。

(4) 外部事業者及び民間競争事業者からの意見・苦情等を適正に取り扱うために必要な措置を講ずるものであること

一部の業務を担う外部事業者や民間競争事業者とのトラブルをあらかじめ防止し、適切な解決を図るとともに、実施基準に従って、協会の任意的配信業務が公共放送としての協会の業務として適正に行われることを確保するため、これらの事業者からの意見や苦情等を適切に受け付け、取り扱うために必要な措置が講ぜられることが必要である。

上記項目に加え、有料業務については、下記を審査項目とする。

(5) 営利を目的とする業務でないこと

協会の目的に照らして、法第20条第4項において、協会が個々の業務を行うに当たって営利を目的とすることを禁じていることを踏まえ、協会の任意的配信業務についても、営利を目的とするものでないことが必要である。

(6) 営業活動が公正かつ適切な方法により行われるものであること

営業活動について、受信料の契約収納活動と一体で行わない等、公正かつ適

正な方法により行われることが明確に定められていることが必要である。

2 業務の種類、内容及び実施方法が適正かつ明確に定められていること（法第21条の2第2項第2号関係）

（1）業務の種類、内容及び実施方法が適正かつ明確に定められていること

実施基準において、以下の事項について具体的に記載されていなければならない。

イ 実施する業務の種類（2号業務/3号業務の別、受信料財源業務/有料業務の別）

（イ）2号業務と3号業務の別

任意的配信業務の実施に当たっては、外部事業者が関与することが想定されるが、2号業務と3号業務とでは適用される規律が異なることから、どちらの業務であるかを明確にする必要がある。

2号業務は「放送した放送番組の配信を行うこと」であり、3号業務は「放送番組等を、配信の事業を行う者に提供すること」とされている。したがって、2号業務は、協会が放送番組の一般の利用者に対する提供主体であるもの、具体的には、①一般の利用者に提供する放送番組及び②当該放送番組の提供に関する料金その他の提供条件を協会が決定しているものである。

そのため、2号業務については、業務の実施方法として、以下の事項が適正かつ明確に定められることが必要である。

- ① 協会と外部事業者との契約において、一般の利用者に提供する放送番組及び当該放送番組の提供に関する料金その他の提供条件を協会が決定することを明確にするとともに、両者の責任の分界を明確にすること。
- ② 利用者に対し、協会が放送番組の提供主体であり、放送番組の提供について協会が定める料金その他の提供条件が適用されることを明らかにすること。

（ロ）受信料財源業務と有料業務の別

受信料財源業務と有料業務について、それぞれの業務の内容等が適正かつ明確に定められていることが必要である。また、同一の業務を受信契約者に対しては受信料財源業務として、それ以外の者に対しては有料業務として提供する場合など、受信料財源業務と有料業務の双方で行う場合には、その業務の内容、実施方法、提供条件等が適正かつ明確に定められていることが必要である。

- **実施する業務の内容**（提供する情報の内容、放送前の放送番組/放送中の放送番組/放送した放送番組の配信の別、国内放送/国際放送の別、テレビ放送/ラジオ放送の別等）

ハ 実施する業務の実施方法

任意的配信業務の実施方法について、他の審査項目で定めることを求められているものを含め、以下の事項が、任意的配信業務の種類・内容ごとに適正かつ明確に定められていることが必要である。なお、個別のサービスごとに実施方法が異なる場合は、当該個別サービスごとに適正かつ明確に定められていることが必要である。

- ① サービスの提供期間及び時間に関する事項
- ② サービスの提供区域に関する事項
- ③ 災害その他の事由により電気通信設備に障害が生じた場合のサービスの提供に関する事項
- ④ 画質・音質その他の品質に関する事項
- ⑤ 対応端末やブラウザ等サービスの利用に必要な機器・ソフトウェア等の満たすべき要件（第4 6（5）参照）
- ⑥ 受信契約者にとって不公平にならないための2号受信料財源業務に関する提供条件を適切に適用するための措置に関する事項（第4 3参照）
- ⑦ 協会と外部事業者及び協会と利用者の関係に関する事項（第4 2（1）イ（イ）参照）
- ⑧ 外部事業者に関する事項（第4 1（3）参照）
- ⑨ 3号対象事業者への放送番組等の提供に関する事項
3号業務の実施に当たっては、3号対象事業者に対し提供する放送番組等の範囲、提供の条件といった3号対象事業者への放送番組等の提供に関する事項が、業務の実施方法として、適正かつ明確に定められていることが必要である。
- ⑩ 任意的配信業務の実施に関する組織・設備等に関する事項
- ⑪ 個人情報その他の情報の適正な取扱いに関する事項（第4 6（3）参照）
- ⑫ 放送番組等の提供が法定の範囲内で実施されることを確保することに関する事項（第4 2（2）ロ参照）
- ⑬ 周知・広報活動に関する事項
- ⑭ その他（ドメイン名に関する事項等）

(2) 業務の対象が、法に規定されている範囲に収まっていること

任意的配信業務として実施する業務の対象が、法第20条第2項第2号及び第3号で定められている範囲に収まるものとなっていなければならない。

イ 放送する又は放送した放送番組

以下のものは任意的配信業務として提供することができる。

【2号業務】

- ・ 協会が放送した放送番組（放送の日から法第20条第1項第4号の総務省令で定める期間が経過したものに限る。）

【3号業務】

- ・ 協会が放送する前の放送番組（協会が放送することが確定している番組）
- ・ 協会が放送中の放送番組
- ・ 協会が放送した放送番組

他方で、協会が放送する予定のない放送番組は任意的配信業務として提供することができない。

ロ 編集上必要な資料

協会が放送する又は放送した放送番組の編集上必要な資料は、協会が放送番組を編集するために制作した素材や、協会から放送番組の提供を受けた者がそれを放送等するときに必要な資料等をいい、3号業務として配信の事業を行う者に提供が可能である。

ハ これらを編集したもの

協会が放送する若しくは放送した放送番組の編集上必要な資料について、取捨選択し、再構成し、組み合わせる等して制作したものをいい、3号業務として配信の事業を行う者に提供が可能である。

3 業務の種類、内容及び実施方法並びに2号業務に関する料金その他の提供条件に関する事項が、特定受信設備を設置した者又は特定必要的配信の受信を開始した者について、法第64条第1項の規定により協会と受信契約を締結しなければならないこととされている趣旨に照らして、不適切なものでないこと（法第21条の2第2項第3号関係）

第3の3で述べたとおり、任意的配信業務の種類、内容及び実施方法並びに2号業務に関する料金その他の提供条件に関する事項が、例えば、協会の放送番組を視聴できることや特定必要的配信を受信できることと同等又はこれに準ずるものとなっている場合、テレビ等の特定受信設備を設置している者及び特定必

要的配信の受信を開始している者のいずれにも該当しない者であっても、受信料を支払わずに同等のサービスを視聴又は受信できてしまうことによって受信料の公平負担の確保が困難となる等、受信料制度の趣旨との整合性がとれなくなるおそれが生じる。

したがって、当該業務の種類、内容及び実施方法並びに提供条件が、受信料制度の趣旨との整合性を十分に踏まえたものとなっていることが必要である。また、これを確認するため、当該業務の内容等について適切かつ十分な情報が記載されていることが必要である。

そのため、2号受信料財源業務については、例えば、受信契約者に対しては追加負担なく利用できるようにする一方で、非受信契約者に対しては受信契約者と同等の放送番組を同等の条件で視聴できないようにするなど、受信料制度の趣旨に照らし、受信契約者にとって不公平にならないための具体的な提供条件に関する事項が、適正かつ明確に定められることが必要である。

4 業務の実施に過大な費用を要するものでないこと（法第21条の2第2項第4号関係）

(1) 受信料財源業務の実施に要する費用の上限が適正かつ明確に定められていること

受信料財源業務については、国内テレビ放送の受信料収入を専ら財源としていることも踏まえ、実施基準において、当該業務の実施に要する費用の上限が明確に定められていること、また、その上限の根拠が、申請の際に提出される算定根拠の中で、適正かつ明確なものとなっていることが必要である。

(2) 任意的配信業務全体の実施に要する費用が、任意業務の趣旨に照らして適切な規模であること

任意的配信業務全体の実施に要する費用について、受信料財源を毀損し、本来目的とする放送等の必須業務の円滑な実施に支障を来さないよう、その規模が任意業務として適切な範囲内に収まっていることが必要である。

5 2号業務にあつては、特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと（法第21条の2第2項第5号関係）

業務の実施方法や料金その他の提供条件などが、協会の目的や受信料制度の趣旨等に照らして、特定の者を合理的な理由なく有利又は不利に取り扱うものでないことが必要である。

6 2号業務にあつては、利用者の利益を不当に害するものでないこと（法第21条の2第2項第6号関係）

(1) サービスの利用条件等に対する考え方が適正かつ明確に定められていること

サービスの利用料金の算出方法、サービスの利用に関する契約の締結及び解除の条件、サービスの提供の停止、協会及び利用者の責任等に関する考え方が適正かつ明確に定められていることが必要である。

(2) サービスの内容、利用条件等について、利用者に対してあらかじめ明示するために必要な措置を講ずるものであること

利用規約を作成する等、サービスの内容、利用条件等を利用者に対してあらかじめ明示するために必要な措置が講ぜられることが必要である。

(3) 任意的配信業務に関する個人情報その他の情報の適正な取扱いに関する事項について必要な措置を講ずるものであること

個人情報や非特定視聴履歴（特定の日時において視聴する放送番組を特定することができる情報であつて、特定の利用者を識別することができず、かつ、他の情報と容易に照合することにより特定の個人を識別することができない情報をいう。）を含む視聴関連情報等について、個人情報に関する法令やガイドライン、関連する認定個人情報保護団体が定める指針等を遵守することなど、個人情報その他の情報の適正な取扱いに関する事項が、業務の実施方法として、適正かつ明確に定められ、必要な措置が講ぜられることが必要である。

(4) 利用者からの意見・苦情等を適正に取り扱うために必要な措置を講ずるものであること

利用者がサービスを安心して継続的に利用することができるよう、利用者からの意見・苦情等を迅速かつ適切に取り扱うために必要な措置が講ぜられることが必要である。

(5) サービスの利用に必要な設備等の満たすべき要件が適正かつ明確に定められていること

利用者の端末機器等について、特定の機器・ソフトウェアに限定されないよう、技術進歩、普及の度合い等を踏まえたオープンなものを可能な限り採用するなど、対応端末やブラウザ等サービスの利用に必要な機器・ソフトウェア等の満たすべき要件が、業務の実施方法として、適正かつ明確に定められていることが必要である。

7 施行規則第14条の3で定める実施基準の記載事項が適正かつ明確に定められていること

(1) 任意的配信業務に関する苦情その他の意見の受付及び処理に関する事項が適正かつ明確に定められていること

任意的配信業務に関する苦情その他の意見の受付及び処理に関する事項について、「利用者からの意見・苦情等への対応」、「外部事業者や民間競合事業者からの意見・苦情等への対応」などを記載しなければならない。

イ 利用者からの意見・苦情等への対応

利用者からの意見や苦情等を適切に受け付け、迅速かつ適切に取り扱うために必要な事項が定められていることが必要である。

ロ 外部事業者や民間競合事業者からの意見・苦情等への対応

外部事業者や民間競合事業者からの意見や苦情等を適切に受け付け、迅速かつ適切に取り扱うために必要な事項が定められていることが必要である。

(2) 経理に関する事項が適正かつ明確に定められていること

イ 区分経理の実施方法について適正かつ明確に定められていること

任意的配信業務に係る経理について、法第73条第2項及び施行規則第32条第1項の規定に基づき、放送や受信料財源業務等に係る経理を整理する「一般勘定」、有料業務に係る経理を整理する「有料任意的配信業務勘定」に区分して整理することについて、適正かつ明確に定められていることが必要である。

このうち、「一般勘定」については、同条第3項の規定に基づき、2号受信料財源業務に係る費用及び3号受信料財源業務に係る費用を、他の業務に係る費用とは区分してそれぞれ適切に整理することについて、適正かつ明確に定められていることが必要である。

また、「有料任意的配信業務勘定」についても、同条第4項の規定に基づき、2号有料業務に係る費用及び3号有料業務に係る費用を区分して適切に整理することについて、適正かつ明確に定められていることが必要である。

ロ 費用の整理に関する計算方法については、次の(イ)～(ハ)に掲げる事項を実施計画において定める旨が適正かつ明確に定められていることが必要である。

(イ) 費用と業務との対応関係

勘定科目の細目ごとに、当該細目に係る費用と業務との対応関係が適正かつ明確に定められていることが必要である。

(ロ) 直課又は配賦の別

任意的配信業務に係る費用を業務ごとに整理する際に、各業務の費用として特定できる費用はそれぞれの業務に直接整理し（直課）、それが困難な場合には、費用を配賦基準によりそれぞれの業務に按分して整理（配賦）することが必要であり、勘定科目の細目ごとに、費用を直課するのか、配賦するのかについて、適正かつ明確に定められていることが必要である。

(ハ) 配賦基準

費用を配賦する場合の配賦基準については、費用の細目ごとに、施行規則別表第2号の2に掲げる配賦基準を具体化したものであることが必要である。

ハ 費用明細表の作成

受信料財源業務は「国内放送番組等配信費」及び「国際放送番組等配信費」について、有料業務は「放送番組等有料配信費」について、上記ロ（イ）で定めた費用と業務との対応関係に従って、上記ロ（ロ）及び（ハ）に基づき費用を直課又は配賦して整理することにより、それぞれ施行規則別表第3号の2及び第3号の3に基づく費用明細表（別添参照）を作成することについて、適正かつ明確に定められていることが必要である。

ニ 任意的配信業務の実施に要する費用の開示方法について適正かつ明確に定められていること

(イ) 事業年度開始前の情報開示（予算における取扱い）

収支予算における任意的配信業務の費用明細について、各事業年度の開始前に作成・公表する実施計画の中で施行規則別表第3号の2及び第3号の3に基づく費用明細表（別添参照）の形式で情報開示することについて、適正かつ明確に定められていることが必要である。また、当該費用明細表の作成に用いた費用の整理に関する計算方法（勘定科目の細目ごとに、当該細目に係る費用と業務との対応関係、直課又は配賦の別及び配賦基準を記した一覧表を含む。）を添付することも求められる。

(ロ) 事業年度終了後の情報開示（決算における取扱い）

財務諸表における任意的配信業務の費用明細について、各事業年度の終了後に作成・提出・公表する財務諸表の中で施行規則別表第3号の2及び第3号の3に基づく費用明細表（別添参照）の形式で情報開示することについて、

適正かつ明確に定められていることが必要である。また、当該費用明細表の作成に用いた費用の整理に関する計算方法（勘定科目の細目ごとに、当該細目に係る費用と業務との対応関係、直課又は配賦の別及び配賦基準を記した一覧表を含む。）を財務諸表の説明書（法第74条第1項の規定により財務諸表の一部として作成される説明書をいう。）に記載することも求められる。

ホ 区分経理の実施の適正を確保するための措置について適正かつ明確に定められていること

任意的配信業務に係る費用について、上記ロで定めた費用の整理に関する計算方法に準拠して費用が整理されたことを含め、会計監査人が各年度の財務諸表を監査する旨が明確に定められていることが必要である。

また、任意的配信業務の実施に要する費用を整理する際の整理方法や配賦基準について、それらの適正性を確保するための措置（有識者を交えた検証・見直し、配賦比率の公表等）が適正かつ明確に定められていることが必要である。

ヘ 事業収支差金の取扱いについて適正かつ明確に定められていること（有料業務に適用）

繰越欠損金の取扱いや一般勘定への繰入れ等、有料業務に係る勘定の年度末における事業収支差金の取扱いについて、適正かつ明確に定められていることが必要である。

(3) 法第21条の2第5項の実施計画の実施の状況に関する事項が適正かつ明確に定められていること

任意的配信業務が実施基準に則した内容となっていること及び技術・サービス等の変化を踏まえて適切に実施されたことを確認するため、また、当該業務の実施状況（サービスの利用状況に関する情報及び収支実績を含む。）の透明性やPDCAサイクルを効果的に運用することを確保するため、毎事業年度の実施計画の実施状況に関する資料を作成し、公表するとともに、任意的配信業務の実施状況について不断に見直すなどの事項が適正かつ明確に定められていることが必要である。

第5 実施基準の認可申請（法第21条の2第1項、施行規則第14条の4）

放送法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十号）

第十四条の四 法第二十一条の二第一項の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を総務大臣に提出するものとする。

- 一 定め又は変更しようとする実施基準及びその概要
- 二 定め又は変更しようとする理由
- 三 実施しようとする期日

2 前項の申請書には、任意的配信業務の実施に要する費用に関する事項の算定根拠その他の参考となるべき事項を記載した書類を添付するものとする。

法第21条の2第1項の認可を受けようとするときは、申請書に「任意的配信業務の実施に要する費用に関する事項の算定根拠」として、費用の上限の算定根拠を添付するほか、その他参考となるべき事項を記載した書類として、収支の見通し（有料業務については累積収支の見通しを含む。）を記載した書類を添付することが求められる。

第6 雑則

本ガイドラインについては、社会情勢の変化等諸環境の変化を踏まえ、必要に応じ見直しを行うものとする。

参照条文

○放送法（昭和25年法律第132号）（抄）

【略】

○放送法施行規則（昭和25年電波監理委員会規則第10号）（抄）

【略】